

伝賀茂真淵撰『源氏物語十二月絵料』（解題）

岩 坪 健

一、はじめに

源氏物語の絵画化は既に平安時代から行われ、江戸時代になると源氏絵は公家や武家の婚礼道具の意匠として欠かせないものになり、その需要は急増した。また出版の世界においても、山本春正が物語本文を校訂して絵も自ら描き、慶安三年（一六五〇）に跋文を付けたものを始めとして、次々と絵入本が刊行されるようになった。

源氏絵研究の対象は、以前は専ら肉筆画であったが、近年は木版画も取り上げられるようになった。しかしながら、近世の国学者による源氏絵の研究については、いまだ解明されていない。本誌の前身に全文翻刻した伝賀茂真淵撰『源氏物語十二月絵料』もまた、学会に知られていない資料であり、その内容は題名が示す通り、源氏物語の中から十二月の絵になる場面を選び出したものである。

一、書誌と旧蔵者

当写本は現在、埼玉県川越市立中央図書館所蔵である。まず書誌を記すと、大きさは縦二四・二センチ、横一六・八センチ、表紙は本文と同じ料紙を用い、右端を上下二ヶ所、紙縫りで留めただけの袋綴、一冊である。全部で十一丁あり、本文は第一丁表から第十一丁裏まであり、後ろの見返しに跋文を記す。巻頭に「清水濱臣蔵書」と「川越図書館印」の朱印、および「4年7月7日購入 寄贈者 綾部利氏」の受入印が押されている。昭和四一年に刊行された『川越市立図書館貴重図書目録』の「まえがき」によると、当本は川越出身の新井政毅が収集したものの一本で、彼が明治三五年に七六歳で没した後、親類筋の綾部家（綾部利助氏）を通じて当館に寄贈された。この集書の特徴の一つは、「清水浜臣の自筆稿本や校正

書入本の類がみられること」である。

三、真淵と浜臣

本書の表紙に直に書かれた外題も、また本文冒頭の内題も「源氏物語十二月絵料」である。跋文は清水浜臣が記したもので、それによれば賀茂真淵は生前に、伊勢物語と源氏物語で絵になる場面を数多く抜き出しており、さらに屏風絵にするためであろうか、源氏物語で十二ヶ月の絵の材料も抜き書きしていた、という。その十二ヶ月の抄出が、本書であろう。

浜臣が真淵の蔵書を入手した経緯については、丸山季夫氏『泊泊舎年譜』(私家版、昭和三九年)で指摘されたように、本間游清著『耳敏川』と黒川盛隆著『松の下草』に詳述されている。

田安卿の岡部平三郎は真淵の孫也。今の主人は風流文事もなく、そのうへ家も貧しくなりければ、書なども多くうりはらひぬ。浜臣この事を伝へ聞て、真淵の遺書をかはん事を乞しに、反古とものつら一つに在しを、金三両に買たり。此うちにはさまざまの説ども多かりしとぞ。是よりして浜臣は真淵の書に富たり。(本文は愛媛大学文学資料集5『み、と川』(上)『二九頁による])

この件については、浜臣の師匠で真淵の弟子である村田春海も知

伝賀茂真淵撰『源氏物語十二月絵料』(解題)

っていたようで、黒川盛隆著『松の下草』には、

此浜臣は村田翁の門人にて、村田翁、加茂翁の家集を撰せしとき、浜臣、賀茂翁の文章など蔵したりしを、をしてみて村田翁に見せざりしかば、破門せられき。人々のわびことにて、漸々に破門はせられざりし也。浜臣は少し六ケしき人物也き。(本文は『続日本随筆大成』より引用)

と記されている。春海が師の真淵の家集を撰集した際、浜臣は春海の門下生でありながら、真淵の蔵書を春海に見せなかつたので、破門騒動にまで至つたらしい。浜臣がそれほど秘蔵していた真淵旧蔵本の一つが、本稿で翻刻した作品であろう。ただし当本に関して、真淵自ら言及した記事は管見に入らない。

四、引用本文の系統

本書は原則として、一ヶ月につき二場面を異なる巻から選び、その箇所の物語本文を「詞に云」以下に引き、その前後に行頭を二字分ほど下げて、物語や絵の解説をしている。ただし物語本文を省略したり、逆に説明文に他の場面を追加したりすることもある。

真淵が著した『源氏物語新釈』の原形は、『湖月抄』に注釈を書き入れたものと認められる^①。しかしながら、本書に引かれた物語本文と『湖月抄』を比較すると、異なる箇所が散見される。ただし五

月・花散里の巻で、本書の「家のこたち、よしはめるに」は河内本系統、『湖月抄』の「家の木だちなど、よしはめるに」は青表紙本系統であるが、真淵が「など」を省いて引用した可能性もありうる。このような小異は除いても、やはり本書の本文は『湖月抄』と一致しない。先の例では本書は河内本、『湖月抄』は青表紙本であったが、それとは逆の例も見出せる。たとえば七月・篝火の巻において、本書―『湖月抄』の順に主な異同を列挙すると、「秋になりぬ―秋にもなりぬ」「すこし雲かくる、けしき―すこしくもれる気色」「かり火のすこし―かり火すこし」となり、いずれも本書は青表紙本、『湖月抄』は河内本である。このほか本書独自の本文もあり、「物し給ひし人」（六月・夕顔の巻）は、『湖月抄』も『源氏物語大成』所収の諸本もすべて「ものし給ふ人」である。

以上の三例（花散里・篝火・夕顔の巻）が『源氏物語新釈』にもあるかどうか調べると、夕顔の巻にのみ注が付けられ、「物し給人、こ、に來し人」とあり、その物語本文は本書の「物し給ひし人」と異なる。このように『源氏物語新釈』と本文が齟齬する理由については、第七節で考察する。

五、月に関する考察

本書が採用した場面が、物語で何月と記されている場合は問題な

いが、示されていない場合は解釈が揺れることがある。たとえば雨夜の品定め（帚木の巻）がなされた月は古来、論議的であった。

『湖月抄』の頭注には、

風す、しくて 細『花鳥』に此時節を長雨より悉、皆六月とあり。只「月はありあけ」とあるほどに、五月の末なるへき也。

（本文は版本により、適宜、句読点などを付す）

とあり、『細流抄』は『花鳥余情』の六月説に反論して五月説を提唱している。本書もそれに従ってか、当場面を五月にしている。

そのほか、本書の撰者が考察を加えた例もある。それは六月・夕顔の巻と十一月・薄雲の巻で、『湖月抄』の「年立」では前者は「夏頃」、後者は「冬」と季節しか記さないのに対して、本書では各々の続きの文章に前者は五月、後者は十二月とあることから、当該場面の月を判断している。

同様に七月・明石の巻も、撰者は物語本文に即して月を割り出し、七月と定めた。しかし『湖月抄』では、物語本文「十三日の月の花やかに」の傍注に、「八月十三日也」という『細流抄』の解釈を載せている。八月説は古くからあり、十五世紀に成立した今川範政『源氏物語提要』と祐倫『光源氏一部歌』^②にまで遡れる。一方、『源氏物語絵詞』^③には「定而、四五月か」とある。これは前の場面に「三月十三日、雷鳴ひらめき」とあり、そして「月日、重なりて」

の後に当該場面がくるため、『源氏物語絵詞』は四月か五月と見なしたのであろう。しかし、「月日、重なりて」の続きに「明石には例の、秋は浜風のことなるに」と語られてから問題の箇所に移るので、秋の七、九月でなければならぬが、その三ヶ月のうち何月であるかを定める手掛りは物語に記されていない。古人が八月と解したのは、「十三日の月の花やかにさし出でたるに、た、『あたらしの』と聞えたり。」のように美しい月が描かれているので、中秋の名月の二日前と定めたのであろう。

ただし、その認定作業には物語本文に基づく根拠があるわけではない。そこで本書の撰者は不審に思い、調べ直した結果、

此つ、きに、七月廿よ日のほとに、又かさねて京へかへり給ふへきせんしくたり云々とあれば、この十三日の月は七月の十三日也。

という結論に達した。しかしながら問題の箇所と「七月廿よ日のほとに」との間に、「年かはりぬ。」という一節があり、年が改まったことを撰者は見落としたようである。『湖月抄』の「年立」には、光源氏が二六歳のときに「八月十三日頃、乗御馬給、出岡辺家事」、二七歳で「七月廿日、源氏婦京宣旨事」とある。現代の注釈書も八月説を採用しているが、撰者は通説を鵜呑みにせず考察し直している。彼の下した結論には難点があるものの、学問に対する真

摯な態度は高く評価されよう。

ところが真淵の『源氏物語新釈』には、『湖月抄』と同じ解釈が見られる。

年かはりぬ 源、京を出て三年めの春にて廿七歳也。此年ぞ立
帰り給ふ。(本文は『賀茂真淵全集』13により、適宜、私に
句読点を付す)

このように同人の著作でありながら見解が異なる矛盾を解決するため、以下の推理を試みた。『新釈』は自跋によると、宝暦八年（一七五八）に完成された。そのとき著者は六十二歳、亡くなる十一年前に仕上げた晩年の作である。一方、本書の成立は不明だが、若年の作と仮定すると、『新釈』は物語に即して、または『湖月抄』の「年立」に従って月を七月から八月に改めたのであろう。あるいは、ことによると晩年に至っても、七月十三日に源氏は岡辺に出かけ、翌年の七月廿日に宣旨が下ったと考えていたかもしれない。ともあれ解釈も本文も『源氏物語新釈』と異なる点があるため（本文に関しては第四節、参照）、本書を伝真淵撰と見なした次第である。ただし以下の論では便宜上、撰者を真淵としておく。

六、絵の場面の選定

本書の類書として、霊元院御撰「源氏十二月詞書」がある。これ

は宝永二年(一七〇五)に、時の上皇(靈元院)が將軍(徳川綱吉)に下賜した屏風の詞書である。源氏物語の中から毎月一場面ずつ選び、屏風絵は土佐刑部が担当し、屏風に張られた色紙形の詞書は関白らの寄合書きである。その詞書すなわち物語本文だけを一書にまとめたものが十数件現存し、書名は「源氏十二月詞書」のほか、「源氏十二月絵詞」「源氏月次絵詞」など伝本により異なる^④。

その作品と真淵撰を比較すると、場面が共通するのは五例(靈元院撰の一・四・六・八・十二月)にも及ぶ。ただし真淵撰の記事は、四月は「六条の御息所の車あらそひの所」、十二月は「行幸に、大原野のみゆきの事、有」と簡単であるが、靈元院撰のと同じと判断した。また前節で取り上げた真淵撰の七月・明石の巻は、靈元院撰では「湖月抄」などと同じく八月で、月は違うが同じ場面である。

このように両書が五か月分も重なるのは、偶然の一致ではなく、真淵はよく絵にされる箇所を熟知していたのであろう。たとえば真淵が十二月・朝顔の巻で、「雪まろめする所。こ、は常にかきなれたれは、絵の料にはいとよき所也。」と記したのも、その図がよく描かれることを知っていたからである。では真淵は、名場面集を作成するつもりだったかという、そうでもない。

源氏物語で絵画化された主な所を巻別に列挙して、場面ごとに現存する作品を示した「源氏絵帖別場面一覽」^⑤を見ると、靈元院撰で

作例がないのは二月だけである。よって本屏風の十一か月分は、よく描かれた箇所ばかりと言えよう。たとえば十月は、光源氏が頭中將と青海波を舞うところ(紅葉賀の巻)で古来、当巻を代表する名場面であり、室町時代の遺品も伝来する。真淵も十月で、その箇所を示しながら、

青海波まひ給ふ所は常にかきなれたれば、此かさしをさしかふる所なとをか、は、めつらしく侍らんか。

として、ありふれた場面より珍しい方を優先している。同様に十一月・幻の巻も、「此ありさまなど、絵にはめつらしかるへし。」として、有名でない箇所を採用している。^⑦真淵は定型化された源氏絵に精通していたからこそ、「常にかきなれ」ている場と「めつらし」い場とが識別できたのである。ということは本書を作成するにあたり、真淵は源氏絵(肉筆画・木版画)や『源氏物語絵詞』類を見て、有名な場面を選出したと推測される。

七、絵の解説

本書には「かきやう(書やう)」という言葉が九回も使われている。たとえば四月・葵の巻には、

六条の御息所の車あらそひの所。ここはかきやうにて、おもしらく侍るへし。

とあり、その第二文は、この図は描き方次第で趣深くなるでしょう、と解釈できる。一方、「又、はしかくしのさまなど、かきやうあらんか。」(一月・末摘花)は、階隠はしかくしにいろいろな描き方があるとは考えにくいので、この「かきやう」は典型的な描き方という意味であろう。他の七例(六・七・十二月に各一例、八月に四例)も、描き方に定型があると解せる。すると真淵は、よく絵画化された場面のみならず、描き方の規定まで熟知していたと推定される。

本書に記された絵の説明文の中には、その場面の物語本文には使われていない語句も見られる。たとえば七月・明石の巻には、

こ、は源氏の君、直衣にて、月毛の駒にのりたまひ、惟光、かちにて、狩衣すかたにて、御ともつかうまつるさまを書へし。

とある。光源氏が直衣姿で月毛の駒に乗ったことは物語に書かれているが、惟光が狩衣を着て徒歩で、という記述はない。しかし源氏絵では、室町時代からそのように描かれているので、その伝統的な描き方を真淵は知っていて、それに合わせるように指示したのであらう。

同様に、「八の宮の家居は、あしろの屏風、萱か軒など、事そきたるさまなるへし。」(二月・権本)の解説において、「網代屏風」という言葉は物語の当該箇所に見られるが、「萱か軒」はない。源氏物語の索引によると、「軒」は二例あり、いずれも八宮邸(ただ

し一例は都の邸宅)に使われている。ところが「萱」という言葉は、源氏物語に見出せない。このほか右大臣邸での宴会を描写した絵の説明に、「をしき、つかさね、へいし、かはらけ、らいしなどやうのもの、とりならへたるかたあるへし。」(三月・花宴)として、具体的に容器類を五つも併記しているが、いずれも物語の当該箇所にはない。「をしき、つかさね」は柏木・宿木の巻、「へいし、かはらけ」は少女の巻における饗宴の場などに、そして「らいし」は横笛の巻にのみ見られる。

このような物語にない記述は、真淵が源氏絵を実際に見て記したか、あるいは『源氏物語絵詞』(注③参照)の類に書かれた解説を引用したかであろう。すると本書の物語本文が『湖月抄』のとき一致しないのは(第四節、参照)、本文も『源氏物語絵詞』類から転載したからかもしれない。ただし物語本文に基づいて、問題の場面が何月であるか考察した箇所は、『湖月抄』など源氏物語のテキストを使用したであろう。前節と本節をまとめると、真淵は源氏絵や『源氏物語絵詞』類を手掛りにして、絵になる場面を選定し、描き方や描く物も記載し、月の認定には『湖月抄』なども参照して、本書を仕上げたと推定される。

八、真淵の類書

源氏絵資料で真淵の著書として伝来しているものが、もう一件ある。それは『源氏物語花宴御屏風絵料考』^⑧と言ひ、前見返しに、是は十二月御屏風の料、仰によりて源氏物語の中より抜出て、絵料の文等、記て奉れりし時の案也。他は案書分、失て是のみあり。

と記されたように、八丁しか現存しない残欠本である。第一丁表から第七丁裏までは、花宴の巻頭に催された南殿の桜の宴に関する考証で、『西宮抄』などを引用して行事の準拠や探韻の作法などを考察している。ちなみにその場面は、靈元院御撰『源氏十二月詞書』に採られている(注⑥参照)。

第八丁は「十二月 あけまき」と題して、総角の巻から物語本文を抜き出している。それは宇治の大君の喪に服している中君の元に、匂宮が十二月の夜に訪れた箇所である。その続きに、次の文章が書かれている。

十二月の事、書たるは、てならひの巻と此所なるへし。されと此大君のいみ、はてん後に、中君を二条院にわたし給はんあらましも、此御しのひあるきにつけて、中々よろしき事にも成侍れば、しかしなから此たひの匂宮にて終りの御絵に嫌なくや

候はん。直測上

この総角の巻の場面は『石山寺藏 四百画面 源氏物語画帖』(注⑥参照)には描かれているが、『源氏物語絵詞』(注③参照)や『源氏絵帖別場面一覽』(注⑤参照)には見当たらない。また版面では最多の二二六図を含む慶安三年(一六五〇)山本春正跋^⑨にも、当該画面はない。

十二月の絵として手習の巻も候補に挙げられているが、どの場面を指すのか分からないし、作例も見出せない。よって、この二例はあまり描かれたことがないと思われる。それに対して、伝真淵撰『源氏物語十二月絵料』に十二月の場面として引かれた四例(朝顔・玉鬘・行幸・幻の巻)は、すべて巻を代表する有名な箇所である。両書の例は重ならないが、真淵は求めに応じて類書を作成していたのであろう。そのあたりの事情を聞き知っていたのか、浜臣は跋文に、「縣居翁、伊勢物語、源氏物語ともの絵の料とて、おほくかきおかれたるあり。」と記したのであろう。

注

- ① 徳川元子氏「田安家藏 湖月抄の真淵書き入れ本について」(『中古文学』8、昭和四六年九月)など。
- ② 二書とも『源氏物語古注集成』(桜楓社)に翻刻されている。
- ③ 片桐洋一氏・大阪女子大学物語研究会編 大学堂書店 昭和五八年。

当本は、「源氏物語」に通じた文化人が注文主の依頼に応じて、「源氏物語」全巻から絵にすべき場面を選び、その部分の物語本文を詞書として抄出するとともに、絵とすべき図様を詳細に記述して呈出したもの」(解題の一二二頁)と定義されている。

- ④ 当作品に関する記述は、齋麻子氏「靈元院御撰『源氏十二月詞書』考」(田中隆昭氏編『日本古代文学と東アジア』所収、勉誠出版、平成一六年)による。それを絵画にしたものとしては、齋麻子氏が指摘された京都大学蔵「源氏十二月画粉本」のほか、東海大学桃園文庫蔵「源氏十二月絵巻」(桃一〇―一二五)がある。参考までに、靈元院ゆかりの十二月物として「十二月和歌」がある(宮沢葉子氏「柳沢文庫蔵 靈元院下賜『十二月和歌』」、淑徳大学国際コミュニケーション学部「国際経営・文化研究」一―一、平成一八年一月)。

- ⑤ 田口榮一氏担当。「豪華『源氏絵』の世界 源氏物語」所収、学研、昭和六三年。

- ⑥ 二月は花宴の巻の冒頭近くで、親王・上達部らが韻字を賜り詩作した場面である。ちなみに注③の「源氏物語絵詞」にも、また一作品で絵の総数が最多である「石山寺蔵 四百画面 源氏物語画帖」(勉誠出版、平成一七年)にも、当該場面は見当たらない。ことによると靈元院は將軍家に贈られることを配慮して、晴れの場を選定したのかもしれない。

- ⑦ この十・十一月の両例は、いずれも注⑥の二書(「源氏物語絵詞」「石山寺蔵 四百画面 源氏物語画帖」)に採られている。

- ⑧ 当写本は「静嘉堂文庫所蔵 物語文学書集成 マイクロフィルム版」(雄松堂書店)に収められている。

- ⑨ 当書の絵は全図、「絵本源氏物語」(貴重本刊行会、昭和六三年)に収められている。

(補注)

注④で取り上げた靈元院御撰「源氏十二月詞書」は、その書写奥書に「宝永二年(中略)上皇始令撰出給」とあるので、その年(一七〇五年)に靈元院が選んだと考えられていた。ところが、室町時代の伝本が存在する。それは大分市歴史資料館蔵「十二月言葉手鑑」で、その影印(カラー写真)と解説が「大分市歴史資料館ニュース」55(平成十三年六月)に掲載されている。それによると巻末に「子 九月廿九日 よし統(花押)」とあり、「その花押の形状から、天正一六年(一五八八)九月二九日に大友氏二十二代、義統(吉統)が書き記したものと判断されている。すると当写本の成立は、靈元院の頃より百余年も古くなる。

ちなみに当作品の類書に、「源氏物語新作草稿」がある。これは巻末に、「元禄十五正廿六、承仰撰出之。廿七八両日撰大概了。御屏風十二枚絵之詞也」とあり、元禄一五年(一七〇二)に十二場面の物語本文を抄出したものである。「依頼主は天皇か、当時の近衛家の人物だとすると基熙が該当しようか。」と伊井春樹氏は推定されたが(同氏編『源氏物語注釈書・享受史事典』東京堂、平成一三年)、もし依頼主が上皇ならば靈元院になる。すると院の手元には多くの類書があり、その中から宝永二年に選ばれたのが、靈元院御撰「源氏十二月詞書」であったのかもしれない。